

医療法人松徳会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23年 4月 1日～平成 26年 3月 31日までの 3年間
2. 内容

目標 1：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成 23年 4月～ 制度導入
- 平成 23年 4月～ 社内広報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知徹底

目標 2：平成 26年 3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、一人当たり月 10時間未満とする。

<対策>

- 平成 23年 4月～ 月 30時間以上の所定外労働をしている職員の洗い出し
- 平成 23年 5月～ 該当職員がいる部署の管理職による原因究明・対策検討
- 平成 23年 10月～ 第一次対策実施(目標：月 20時間以内)
- 平成 24年 4月～ 対策の効果検証
月 20時間以上の所定外労働をしている職員の洗い出し
- 平成 24年 5月～ 該当職員がいる部署の管理職による原因究明・対策検討
- 平成 24年 10月～ 第二次対策実施(目標：月 15時間以内)
- 平成 25年 4月～ 対策の効果検証
月 15時間以上の所定外労働をしている職員の洗い出し
- 平成 25年 5月～ 該当職員がいる部署の管理職による原因究明・対策検討
- 平成 25年 10月～ 第二次対策実施(目標：月 10時間以内)
- 平成 26年 4月 対策の効果検証